

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました、意見書第1号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第33号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、  
日程第4 第36号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議についてまでを一括議題といたします。

以上の議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第33号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／おはようございます。

ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました第33号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業の再度取得等ができる特別な事情を国家公務員に準じ追加するために改正するものであります。

本条例第3条は、職員の育児休業の再取得の特別な事情、第4条は、育児休業期間の再度の延長ができる特別な事情、第11条では、育児短時間勤務をすることができる特別な事情が規定されておりますが、それぞれに、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」いわゆる、待機児童について、明文化された具体例を追加するものであるとの説明を受けました。

委員からは保育所等とはどんなものかと質疑があり、執行部からの答弁では、保育を提供する認定こども園、地域型保育事業所で、この地域型保育児童所とは、保護者の仕事や疾病により家庭に変わり、保育が必要と認められる児童の保育施設であって、認可外保育所は対象外と説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 34 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／第 34 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の制度拡充のために行われる改正であります。

第 10 条 10 項 2 号に、退職理由が難治性疾患や、省令または政令で指定された激甚災害、その他の災害に該当する者と障がい者等で、退職理由が政令で指定された激甚災害で退職された方を追加するものであります。

いずれも、給付日数を原則 60 日、最大で 120 日延長されることを可能とする改正でございます。

第 11 項 5 号は、ハローワークだけではなく、特定地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介による就職するものについても、移転費の支給対象とするという内容の改正であると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 35 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／第 35 号議案 武雄市新庁舎附属棟建設車庫北棟（建築主体）工事請負契約の締結について、審査の経過と結果を申し上げます。

本車庫北棟は、新庁舎の北側に位置し、鉄骨造 2 階建て、延べ面積延 758.4 平方メートルで

す。

本工事には本庁舎2階と本階の車庫等2階を結ぶ連絡通路についても鉄骨造、延べ面積24.08平方メートルも含んでおります。

本工事を、株式会社本山建設と、請負金1億5670万8000円、工期は平成30年1月31日までとして、工事請負契約を結ぶものであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16番 宮本議員

宮本議員／以前に審査の時にも言っておりましたけども、結局、連絡通路と車庫というか、車庫の上の倉庫にですね、7段の段差があるのでワゴンを持って行っても、また持たんといかん。

今度、市長も新庁舎をですね、特別枠で雇用するっていうときにですよ、そのそれで降りてどうなのかなちゅうことも言っておりましたし、リフトをつければですよ、雨の日もできるわけですよ。

ところが通路だったら雨の日こう傘さして、こう行かんといかんわけですよ。

そういう問題について、ここお話なり、改革なり、そういうことのお話があったか、お聞きします。

議長／末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／契約等は直接関係ございませんが、そういう設計については話がありましたので、一応報告申し上げます。

議長／静かに。

末藤総務常任委員長／委員はからですね、そのことについてスロープにしたらどうかという意見もございましたが、執行部の答弁からいたしますと設計についてはですね、通路はですね屋外形式で屋根のみが設けてありまして、雨天時とかですね、冬場のそういう寒のときに凍結の恐れがあり、滑りやすくなる。

そしてまた、その下が通路、地上面が通路になっておりまして、そこを緊急車両等の大型自

動車がおった場合にですね、その橋桁というか、渡り廊下の桁に当たる恐れがあるということで、本庁舎と同じ高さで水平に通路を持っていくということで設計変更も何もないという説明がございました。

以上です。

議長／質疑をとどめます。

次に、第 36 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／第 36 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について、審査の経過と結果を申し上げます。

本件は、佐賀県市町総合事務組合の組織する地方公共団体の数の増加に伴い同組合同規約の変更のため、議会の議決を求めるものであります。

神崎市吉野ヶ里町葬祭組合が同組合に加入することに伴う数の増加と、同組合同規約の変更で施工日は知事の許可のあった日となると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 33 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより、第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 34 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより、第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 34 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 35 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより、第 35 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 35 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 36 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより、第 36 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 36 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 39 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／おはようございます。

第 39 号議案 財産の取得について、審査の経過と結果を申し上げます。

取得する財産につきましては、タブレット端末機器、設定一式でございます。

内容につきましては、入札参加者資格審査委員会の審査を経て、競争の原理、透明性の確保の観点から指名競争入札により決定をされております。

委員からは保証期間等々の質疑があったようでございますけれども、これについては本来は答えるべきではないと私たちはその結論を出したところでございます。

といいますのも、この件につきましては新年度予算で審議を十二分にされた上での予算でありますので、あくまでも財産の取得という観点からこれは本来はやるべきじゃないか、ということで慎重審査をしました結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本栄八議員

宮本議員／中学校のタブレットが2年で交換するということが柱になっておると思いますが、  
ども。

一般の市民感覚からするとですね、2年でパソコンを変えるかなと。

そんなハードな利用ということでもないし、なんかそういうその問題というかですかね、欠陥がですね、あったのかどうか、そういう話があったのかということですね、私も東芝のパソコンを使っているんですけども、今度東芝が会社なくなればですね、今サポートしてもらっているんですけども、一体どうなるんだろうかって、個人的に心配している部分もあるんですよ。

そんなことでこの東芝を利用してですよ会社統合されてその辺の心配のお話ではなかったお聞きします。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／私が先ほど申しましたのを、まったく聞かれてないような気がするんですね。

私が言った、なんであなたがそこで言うんですか。

議長／静かに。

山口昌宏福祉文教常任委員長／私がいったのはこれは初年度当初予算で可決成立されていると、その中で十分に審議されていると私は言いましたよね。

だから今回は財産の取得に対しての議案だと。

それについての質問をしてくださいよ、もしするのであれば。

してません。

議長／質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第39号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 39 号議案 財産の取得について反対の討論を申し上げます。

今回議案内容については、タブレット端末機器設定一式 2000 台を取得価格 1 億 6146 万円、取得の相手方株式会社 EDUAS 社であります。

先ほど委員長からも委員長報告がありましたように、小学 5 年、6 年生に 7225 万円、今現在導入し運用されています。

あわせて今回の追加 2000 台、あわせますと約 2 億 3000 万円であります。

同じ取得の相手方であります。

この議案はこの相手方は、指名競争入札が 6 月 2 日行われましたが、入札会社は 4 社でありました。

しかしそのうち 2 社が辞退であります。

どうしてでしょうか。

説明もありませんでした。

武雄市財務規則の第 115 条は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、3 人以上のものを指名しなければならないとしています。

確かに 4 社の指名がありました。2 社が辞退した上、残る 2 社で入札され、結果タブレットの取得会社が同じなのはこれまで KEIAN 社のタブレットが導入されましたが、当時、プロポーザル方式、随意方式や今回の指名競争入札で同じ会社が指名であります。

私はこの経過を見て、プロポーザル方式とか指名競争入札でなく、一般競争入札にするべきことを訴えるものであり、考えるものであります。

そして指名競争入札にあたっては物品についても予定価格の公表を事後公表であります。求めるものであります。

第 2 に、メーカー保証は 1 年と説明がりましたが、また数年後には更新となると、1 人 1 台導入がいかに多額の費用が投入されることになるかと考えるものであります。

よってタブレット導入反転授業は現場の声が届かない実態が明らかになっています。

以上、反対の理由を申し上げ反対の討論といたします。

議長／11 番 山口裕子議員

山口裕子議員／おはようございます。

第 39 号議案、財産の取得について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

委員長のほうからも報告がありましたように、今回は、財産の取得であります。

内容につきましては、平成 29 年 3 月議会にて報告のとおり、本年度予算の備品購入において、市内小中学校児童生徒に貸与しているタブレット端末 2000 台の更新整備にかかるものであ

ります。

入札の件ですが、今回取得する機器などの選定については、武雄市小中学校タブレット端末選定委員会において協議がなされ、昨年度更新した機種への改善要望はなく、今回取得する小学校4年生のタブレット端末と、昨年更新した小学校5、6年生のタブレット端末との操作性の統一化、中学校への接続として小学校と同一機器がスムーズに連携した教育ができるなどの理由から、機器が選定されたものです。

この機器がそれで選定されたということによりまして、選定にあたっては、入札参加者資格審査委員会の審査を得て、競争の原理、透明性の確保の視点から指名競争入札により決定されたということであります。

これに対して何ら問題はありませぬ。

次にですが、予定価格の公表をすべきであるということですが、これも物品の購入について公表する内容は、契約件名、落札業者、落札金額、この内容を公表する取り扱いをしているところでありませぬ。

よって、先ほど江原さんも言われましたが、財政規則の115条第2項により予定価格については公表しておりませぬ。

あと、タブレットの総額2億3000万というふうに、多額の費用を投資しているという話ではありませぬが、この後出てくる意見書第1号の中でも江原議員は、義務教育費高校負担制度2分の1の復元を求める意見書に賛成をされております。

この内容を言いますと、武雄市においては教育大綱区分(?)を策定し、未来を担う全ての子どもを主人公に、基本理念として官民一体型学校やICTを活用した教育を行い、市民総参加による教育のまちづくりに努めていきます。

今後も児童生徒、保護者に過重な負担を強いることなく学習を進められるようにするというので、この後求めておりますがそれにも江原議員は賛成しておられます。

ということによって、今からはICTを活用した教育は必要であります。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより、第39号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 39 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 第 40 号議案 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 40 号議案 武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、公園整備工事にかかる補正で、新規お客様の獲得を第一の目的として、競輪場に付属する公園として自転車に特化した、特に幼児から小学生低学年を中心に自転車に興味を持ってもらうため、ペダルのない自転車やマウンテンバイクで遊べる BMX 特有の起伏のついたコース全長約 95 メートル、幅約 3 メートルを設け、また、大型遊具やミスト遊具を設置した芝生広場、管理事務所トイレ棟を配置した公園を整備する、との説明を受けました。予算額は、整備工事費、土木工事遊具設置工事費、管理事務所トイレ棟工事費合わせて 2 億円、管理棟建設工事管理業務委託料 33 万 4000 円、管理棟建築確認検査手数料 6 万円の合計 2 億 39 万 4000 円が計上され、財源は予備費を充てるとのことでした。

委員からは、本公園は競輪開催時以外での利用はできるのか、また、公園の管理について質問があり、執行部からは、本公園は常時利用することができ、管理については、現在競輪場を管理してもらっている従事員に対応してもらいたいと考えていると回答を受けました。

また、BMX のコースは小学生までを対象としていることから、近くには御船が丘小学校もあるので、初心者用とはいえ、小学生が楽しめるようなものをお願いしたいとの要望も出ておりました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 40 号議案に対する討論を求めます。

16 番 宮本議員

宮本議員／競輪の公園のことですけども、私、皆さん御存じだと思いますけど、私はずっと公園のことをずっと言ってきたりまして、公園をきちんと整備せんといかんというのは、イコール私の分身ととってもいいかもしれません。

その中で私がなぜこの公園に反対するのかということをお願いすると、競輪も、皆さん、今さら投資してもどうなのかと。

いやいや、コンパクトにやって全国の収入を得ながら、自分のところを綺麗にしていくと、それが生き残る道ですよと。

最悪の場合、本場廃止になっても、場外車券売り場としてはそれ相応(?)の建て替えができるのではないですかということが、私が市民の方によく言っていることなんです。

それで結局、質問、以前も提案とか一般質問でも言っていましたけども、よその今、パチンコ屋さんを改造したボートレースのチケット販売店ですね、そこですら 300 台の近隣駐車場を保有しているんですよ。

だからカシマとか、これ討論でしょ。

討論だから討論を言っているわけで、そういうことになっております。

それで、私小さい頃とか覚えがあるんですけども、10 歳とか何とかその辺に遊びに来たときから、あそこの入り口の市道と入り口のここの部分にいつも駐車されて、道路に駐車されてましたですよ。

もうそれ 40 年とか 50 年の世界だと思うわけです、ずっと。

それが今回初めてリニューアルして、上に駐車場ができたもんで、初めて路上から車がなくなったと、こういうことも起きるんだなと。

自分はずっと、これは一生こういうことが続くんだなと思っておりました。

それが解消されたわけなんですよ。

それで、良かったなと思っていたらそこの第 1 駐車場を公園にするというわけなんですよね。だから公園に反対じゃないんですよ。

ただ、まずは本客(?)さんとか、いつも言われてますよね、競輪を利用される方に対して、今の段階でも第一駐車場は下にあるので、バスを下に止めて、ずっと高齢者のほうが中

心ですけど歩いていかせんといかん。

一緒に歩いて行くとき、なんで武雄市はバスを上に乗せて、下に下ろして歩かせるのかなと。

バスで送迎した方すら歩かせている状態なんですよ、今の状況はですね。

だからそれに、だから以前にも言っているようにちょっとずらして第3駐車場のほうにつくれば両立するわけなんですよ。

第1駐車場も、公園を遊ぶ人の駐車場も5台しかないんですよ。

それも古い浄化槽の上だから多分臭いと思うんですよ。

だからそういうのも、ここにもある程度駐車をできて、されたらいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺でも何か競輪ユーザーのためというけど、競輪ユーザーのためではないんじゃないかなというふうに、率直に思うわけなんですよ。

そういう、利用者に便利な駐車場をあえてつぶさなくても横にずらしてすればいいんじゃないですか、ということが第1点です。

第2点目は競輪の駐車場というんですけども、オオムラ(?)ボートでも公営競技場のところには一応利用者の子供さんが遊ぶような遊び場的なものがあります。

しかし、そこは平日はほとんど人はいません。

そういう状況なんですよ。

だから、今度こっちに来たのは、広く市民も含めての公園ということであるならば、だから。

議長/もう少し要点をまとめて。

宮本議員/競輪の会計を2億も使わずに、一般会計のほうから補助金を半額いただいて整備した方がいいわけであって、競輪も役立つといえば当然、競輪から今度一般会計に入れるということを、行革というか、プランの中でアセットマネジメントで決めているわけですから、その分の競輪からの恩恵の負担はそちらのほうに入れられるわけなんですよ。

だから、これをまず競輪がまだ、返済計画も明確にしていないうちに、わざわざお金をフルに使ってしなくてはいけないかという2点目があります。

そして、そのBMXについても、私ずっとウォーキングしてる時BMXをしている方といつも会うんです。

それはどこで会うかという白岩の下のスケボーのところが、BMXのパーク型っていうんですかね。

今度できるのがダート型なんですよ。

でもオリンピックで注目されてるのはそのパーク型と思うんですよ。

そのパーク型のやつを結局、すればいいと思うんですけども、ダート型をつくってあると。

夜間も照明がないから、今夜間照明で白岩の下のところでは練習されてますけども、こっちは夜間照明もついていないから、夜されんと。

もしこのダート型をするならですよ。

議長／宮本議員、何か提案をされているような感じですので、反対なら反対の討論を求めます。

宮本議員／反対の理由を言っているだけです。

議長／いやいや、あなたは提案をしている。

宮本議員／提案ですか、提案も反対の一つと思うんですけど、提案性のある反対のほうがいいんじゃないかと\*\*\*。

議長／予算に反対の\*\*\*を申してください。

宮本議員／わかりました。

でも提案性があるのが必要と思うんですけどね、提案性がある反対、反対のための反対じゃない、提案性のある反対がいいんじゃないかなというふうに思うんです。

以上のような3点からですよ、第三駐車場につくれば何も問題なくして、国の補助金を利用すればよかったわけであって、ダート型をつくるならば、第三駐車場の雑木を一時的に捨てているところがあるんですよ。

それ結構距離あるからダート型にもってこいなんですよ、はっきり言えば。

だからその場所について、適当じゃないと、ベストじゃないということで、反対の討論といたします。

議長／3番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

第40号議案につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まずですね、競輪に限らず公営ギャンブルを取り巻く環境というのはここ数年、非常に厳しくなっているというのは、皆さん御案内のとおりだと思います。

競輪に関しては千葉や神奈川県でも廃止の方向が決定されるなど、先行き、将来的にも非常に厳しくなるというのはもう見えているわけです。

そういう中で、いかにして武雄競輪を存続させていくかというのがこの公園の大きな目的であるということをもっと押さえておく必要があります。

そういった観点で見た場合に新しいファンを獲得していかないと、今後の武雄競輪の運営というのは非常に厳しくなっていく。

今の宮本議員の討論を聞いていますと、今競輪に来ている人たち、今のお客さんのことを中心に考えてらっしゃるように聞こえるんですけども、この公園の目的というのは、新しいファンを獲得する、つまり武雄の周辺を見た場合に、ゆめタウンとか図書館にたくさんのお客さんが来ていらっしゃる。

そういったお客さんが公園に遊びに来ることによって、競輪とふれあう機会をつくる。

だから、ゆめタウンや図書館から見やすい場所にある必要がある。

とても親しみやすい場所にある必要があるわけです。

だから、この公園というのはあくまでも競輪場と一体となって運営していかなければいけない。

そういう意味では、家族連れのお客さんが公園に来る、公園に来るのか、競輪に来るのかではなく、公園と一体になった競輪場に来ていただくと、そういった発想で考えて、例えば家族連れで公園に来たときに競輪選手が練習していらっしゃったら、それを見る機会があれば、それから競輪に興味を持っていただくとか、そういうファン層を拡大していくというのが一番の目的であると私は考えています。

そうやってファン層を拡大していかないと、競輪事業そのものの運営が非常に厳しくなっていく。

たしかに競輪だけを目的にしていらっしゃるお客さんのことを考えると、駐車場であるほうがいいかもしれませんが、でもそればかりを考えていると今度は存続が難しくなるということで、そういった大きな、長期的に存続させていくために公園があつた場所に必要なんだということで、苦情を言う方にはぜひ説明をお願いしたいなと思います。

ということで、競輪場やゆめタウン、図書館等を一体的にして武雄市が発展していくように、あの場所につくるべきだと思いますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより、第40号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 40 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 第 37 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 37 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出については、新庁舎庁用器具備品購入費、新庁舎での事務の高度化・効率化のための情報システム構築委託料、県全体で構築しているインターネット接続セキュリティー強化のための集中監視システムの運用開始に伴う負担金、新庁舎 4 階の災害対策本部に設置する防災システムの委託料、防災用定点カメラ設置工事費等が補正の主な内容でございます。

このうち、防災システム構築委託料については、昨年の熊本地震、市内の避難勧告を踏まえ、災害対策本部で情報の共有を円滑に行えるようなベーシックなシステム開発、防災定点カメラ設置工事にあたっては、今回設置するカメラ 8 台と既存のカメラ 3 台が防災システムと連動し、市内全町の状況を災害対策本部がより早く正確に把握でき、データ録画も可能なものであると説明を受けました。

歳入では、緊急防災減災事業債、合併特例債、昨年度のふるさと納税の 1 月から 3 月までの確定分 3935 万がまちづくり応援基金から。

それと 2 億 4000 万円、失礼しました、2 億 4000 万円を財政調整基金から取り崩し、繰入金として計上されております。

委員からは防災定点カメラ設置工事については、工事費の抑制と効果的かつ効率的な運用がなされるようにと意見があり、執行委員から防災カメラの購入や、カメラ設置箇所等も精査し、工事費の抑制に努めるとともに、この定点カメラ及び防災システムを有効活用し、効率的な運用に努めるとの答弁がございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 37 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について、審査の結果を申し上げます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 37 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、新工業団地整備事業に伴う用地測量、基本設計、地質調査の業務委託料として、合計 5891 万 5000 円が計上されており、本事業は県との共同事業であるため、経費の 2 分の 1 相当額、2945 万 7000 円はさが創生市町工業団地整備推進事業負担金として、県から受け入れる予定とのことでした。

さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業補助金 68 万 9000 円については、集落営農組織などの水田農業の担い手が、効率的な営農活動を行うために必要な農業機械、施設の導入に対して費用の一部を補助するもので、導入する機械や施設の変更により、事業費が確定したため、当初予算との差額を計上するものでした。

住宅管理費では、住宅建築物安全ストック形成事業補助金として 100 万円の計上があり、そのうち 2 分の 1 相当の 50 万円は国の交付金、4 分の 1 相当の 25 万円は県の補助金として、それぞれ受け入れがなされるとのことでした。

なお、この事業は、国の制度に合わせて補助率を耐震改修工事費の 23%、補助限度額を 82 万 2000 円にするとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。  
ここで、第 37 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。  
これより討論、採決を行います。  
第 37 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。  
これより、第 37 号議案を採決いたします。  
本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、各所管の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。  
よって、第 37 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。  
日程第 8 意見書第 1 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書を議題と  
いたします。  
提出者からの説明を求めます。

山口昌宏議員

山口昌宏議員／意見書第 1 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書の提  
出者を代表しまして、趣旨説明をさせていただきます。  
義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことで、

地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもありません。

また、武雄市においては、教育大綱「組む」を策定し、未来を担う全ての子どもたちを主人公に基本理念として、官民一体型学校や ICT を活用した教育を行い、市民総参加による教育のまちづくりに努めています。

今後も、児童生徒が保護者に過重な負担を強いることなく学習を進められるようにすることが求められています。

以上のことから、下記の事項の実現を強く要望します。

一つ、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

ご賛同よろしく申し上げます。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより、意見書第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第9 選挙第1号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員、前武雄市副市長、前田敏美君の副市長退任に伴い、同組合同規約第5条第3項の規定に基づき、本会議において市の補助職員の中から1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこでお諮りいたします。

この選挙につきましては、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

同組合同規約第5条第3項の規定に基づく議員に、武雄市副市長、北川政次君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長、北川政次君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、武雄市副市長、北川政次君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

日程第10 選挙第2号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、杵島工業用水道企業団議会議員、前武雄市副市長、前田敏美君の副市長退任に伴い、企業団規約第5条第2号の規定に基づき、本会議において市の補助職員の中から1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこでお諮りいたします。

この選挙につきましては、指名推選により行ないたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

規約第5条第2号の規定に基づく議員に、武雄市副市長、北川政次君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長、北川政次君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、武雄市副市長、北川政次君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

日程第 11 選挙第 3 号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、佐賀県西部広域環境組合議会議員、前武雄市副市長、前田敏美君の副市長退任に伴い、同組合同規約第 6 条第 2 項の規定に基づき、本会議において武雄市職員の中から 1 名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と、第 2 項の規定による指名推選との 2 つの方法があります。

そこでお諮りいたします。

この選挙につきましては、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

同組合同規約第 6 条第 2 項の規定に基づく議員に、武雄市副市長、北川政次君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長、北川政次君を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって武雄市副市長、北川政次君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

日程第 12 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 29 年 6 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。